

(介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 本クリニックは新潟市の指定を受けた(介護予防)居宅療養管理指導事業所(事業所番号1510126285)です。

(介護予防)居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

穂苺 環

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)やサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

3. (介護予防)居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

月曜日～水曜日の 14時00分～ 17時00分

金曜日の 14時00分～ 17時00分

① ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び8月13日～15日、12月30日～1月3日の場合は休診とさせていただきます。

② 上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度クリニック内に掲示いたします。

4. 利用料金については下記の通りです。お支払い方法は【契約書】の通りです。

区分	サービス提供者	利用料	利用者負担額 (1割負担)
医師による居宅療養管理指導	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 *月2回まで	1回 5,150円	1回 515円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	1回 4,870円	1回 487円
	(3) 上記(1)(2)以外の場合	1回 4,460円	1回 446円
	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導) *月2回まで	1回 2,990円	1回 299円
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	1回 2,870円	1回 287円

	(3) 上記(1)(2)以外の場合	1回 2,600円	1回 260円
--	-------------------	--------------	------------

※一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります。負担割合証をご確認ください。

5. キャンセル料は頂きません。訪問日や訪問時間の変更については、できるだけ早めにご相談ください。
6. 交通費については、居宅療養管理指導に要した交通費を請求することがあります。
7. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、クリニック受付(025-271-7755)までお申し出下さい。苦情内容によっては市町村窓口または国民健康保険団体連合会をご紹介する等対応させていただきます。
8. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)や他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
9. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。

(2026.4)